

「そだねー」商標登録申請について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、六花亭製品をお召しあがりいただき、ありがとうございます。

弊社で2018年3月1日に商標登録申請をさせていただいた「そだねー」について、ご説明申し上げます。

弊社では、北海道のおやつとして親しんでいただきたいという思いから、「めんこい」大平原、「なんもなんも」を始めとした北海道の方言を製品名として使用させていただいております。この度も同様に、愛着ある言葉として使わせていただきたく、申請させていただきました。

商標制度の特性上、独占という印象は避けにくいのですが、弊社で申請中の商標「北加伊道」は、他社様からご利用の申し出をいただき、ぜひお使いくださいと、先日ちょうどお返事させていただいたところでした。

今後とも、北海道のおやつとして、皆さまに親しんでいただけるよう、一層努力してまいります。今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬白

2018年3月22日
六花亭製菓株式会社